



介護 みんなで支える介護保険 No145

問 保健福祉課 介護保険係
☎476-1111(136)

◆障害者控除について

確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、『障害者控除』の対象になりますので、役場保健福祉課介護保険係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査を行いますので、認定書については後日郵送で交付いたします。

（※窓口では申請書の提出のみとなります）

★認定されると・・・所得税や住民税の控除が受けられます！（要支援1～2の方は対象外）

《障害者控除の判断基準》

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円

要介護認定を受けている方は申請しましょう！



◆認知症について正しい知識を持ちましょう part 3

認知症は高齢者特有のものか？

認知症は高齢者に多い病気ですが、働き盛りの年代でも発症するケースがあり、65歳未満で発症した場合を『若年性認知症』といいます。厚生労働省によると（※）、全国における若年性認知症の有病者数は約3万8千人おり、そのうち50歳以上が8割超を占めるとされています。家計を支える働き盛りの家族が認知症になってしまったら、経済的な負担や心理的ストレスはとて大きいものです。そのため、早期発見・早期治療がより一層重要となります。『新しいことを覚えられない』『もの忘れが多くなった』『仕事や家事の段取りが悪くなった』などの変化が現れ、その症状が続くようであれば若年性認知症のサインである可能性があります。一人で悩まず早めに家族や専門医などに相談してください。

※参考：厚生労働省『若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究』の調査結果（平成21年）

【引用元：政府広報オンラインホームページ】

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,905人	平成26年10月末日現在
要介護（支援）認定者		980人	
給付実績	在宅介護サービス費	39,539,055円	平成26年9月の給付実績
	施設介護サービス費	57,078,180円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	32,456,867円	
	介護サービス費 合計	129,074,102円	